

(第4条第3号関係)

|      |          | 整備基準   |  |
|------|----------|--|--|
|      |          | 守るべきこと<br>(準推奨基準)                                | 守ったほうが良いこと<br>(推奨基準)                         |
| 基本事項 |          | ○建築物又は門、垣、塀などの道路などの公共空間から直接見える部分には、「やきもの」を取り入れる。 | ○染付を用いる。                                     |
| 建築物  | 高さ       | ○3階建て以下を基本とする。                                   | ○屋根や庇の高さは、隣り合う建物と合わせ、屋根や庇のラインが連続するようにする。     |
|      | 外観・規模    | ○外観は下町情緒の感じられる建築様式とする。                           | ○外観に格子のデザインを取り入れる。                           |
|      | 屋根・庇     | ○黒色、灰色又はそれに準じた色彩の傾斜屋根とする。                        | ○道路に面する1階部分には庇を設け、目線の高さでの屋根や庇のラインが連続するようにする。 |
|      | 外壁       | ○黒色、灰色又は茶色系の落ち着いた色彩、素材とする。                       | ○装飾的に木製や土壁などを用いる。                            |
|      | 玄関周り・出入口 | ○コンクリートの場合は、洗出し又は同等の仕上げとする。                      | ○やきものを取り入れたデザインとする。                          |
|      | 建築設備     | ○建築設備が、道路などの公共空間から直接見えないようにする。                   | ○目隠しなどは、格子のデザインを取り入れる。                       |
| 工作物等 | 屋外広告物    | ○派手な色彩は避ける。                                      | ○3色以上の原色の使用は避ける。<br>○木製又は木目調などによる和風の広告物とする。  |
|      | 門・垣・塀    | ○黒色、灰色又は茶色系の落ち着いた色彩、素材とする。                       | ○やきものを取り入れたデザインとする。<br>○板塀や生垣などとする。          |

※建築設備：電気、ガス、給・排水、冷・暖房等の設備

※準防火地域内においては、建築基準法に応じた所要の構造とすること。